基本方針 Ι 健康・福祉を育むまちづくり

	施策名	施策項目	担当部	署名
1	地域が支える福祉活動の推進	地域福祉	民生部	福祉総務課
			企画部	政策企画課
2	安心できる医療体制の確保	地域医療	民生部	健康増進課
3	生涯を通した健康づくりの推進	健康		健康増進課
4	健全な心身を育む食育活動の推進	食育		健康増進課
5	子どもを産み育てやすい環境の整備	子育て		子育て支援課
6	高齢者の生きがいと自立の支援	高齢者福祉		長寿介護課
7	障害のある人を支える環境の充実	障害者福祉		障害福祉課
8	暮らしを守る保険・生活保障制度の運用	国保•年金	環境市民部	保険年金課
			民生部	健康増進課
				福祉総務課

1 地域が支える福祉活動の推進 〈地域福祉〉

1 現状と課題

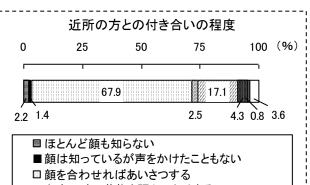
- ・全国的に少子高齢化が進展しているなか、核家族化が進み、家族の絆が弱まりつつあります。また、 ライフスタイルや人々の意識の変化などにより、地域での助け合いという社会的な繋がりが希薄化し ています。
- ・このような社会状況のなか、すべての市民が安心して暮らすことができるよう、地域住民がお互いに 助け合う仕組みづくりや市民一人ひとりの自主的な福祉活動を促進する必要があります。
- ・市民によるボランティア活動を活発にするためには、活動場所の確保、活動に関する情報の共有や人材の育成が必要となっています。
- ・ユニバーサルデザイン*の考えによる誰もが暮らしやすい社会づくりの重要性はますます高まっているため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや一層の普及啓発が必要となっています。
- ・地域福祉サービスの維持や向上を図るためには、地域福祉活動を支える社会福祉協議会や福祉ボラン ティア団体などの運営や活動を支援する必要があります。
- ・高齢者のみの世帯や障害のある人など、災害時に支援を必要とする人は増加していることから、このような災害弱者を迅速かつ的確に避難させることができる体制づくりが求められています。
- ・高齢者福祉や子育て支援、障害者福祉などを包括した地域福祉計画に基づき、各福祉施策との連携を図り、地域福祉を進める必要があります。

福祉・災害関係のボランティア登録団体数の推移

年度	三島市民活動 センター(健 康・福祉・医 療・災害救助 関係団体)	三島市社会 福祉協議会	숌 計
H17	35	8	43
H18	39	8	47(46)
H19	47	8	55(54)
H20	49	7	56(55)
H21	55	7	62(61)

()内数字 重複登録団体を除いた団体数

資料 三島市民活動センター、三島市社会福祉協議会



- ■留守の時に荷物を預かったりする
- 図 困った時に助け合うことができる
- 家族ぐるみで親交をもち、時々家を行き来する
- ■その他
- □無回答

資料 H21 三島市地域福祉計画策定アンケート調査

2 目的

地域の人が支え合い、助け合いながら地域における社会福祉の向上を図り、誰もが安心して暮らせる地域社会を構築すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
福祉関係のボランティア団体数	61 団体	70 団体	三島市社会福祉協議会・三島市民活動センター登録の福祉・災害援助活動のボランティア団体数
近所に困ったときに助け合うこ とができる人がいる市民の割合	<u> </u>	50.0%	市民意識調査で「助け合うことがで きる人がいる」と答えた人の割合

- (1) 福祉のまちづくりの推進
 - ① 地域福祉計画の推進
 - ・福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる

社会を構築するため、福祉の施策全体を包括した地域福祉計画に基づき、福祉サービスの提供や 地域福祉の住民参加の促進、福祉の環境改善を図ります。

② ユニバーサルデザインの推進

・ユニバーサルデザインの理念の普及を進めるとともに、道路や公園、公共施設、交通機関などのバリアフリー化を進め、誰もが快適に生活できる福祉のまちづくりを推進します。

(2) 地域連携の強化

① 地域福祉の意識啓発

- ・福祉の講演会やイベントの開催、広報みしまによる啓発、福祉活動を実践している人の情報交換 の場を設けることにより、地域福祉の意識の高揚を図ります。
- ・ボランティア活動への参加者を増加させるため、情報や機会の提供を行うとともに、人材育成を 積極的に進めます。

② 災害時要援護者の支援

・災害時要援護者避難支援計画*に基づき、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携を図り、要介護者や障害のある人などの要援護者の迅速かつ的確な避難支援体制づくりを推進します。

③ 地域の連携強化

・地域の住民が連携し、防災や防犯、福祉などさまざまな場面において地域で助け合える地域のネットワークづくりを推進します。

(3) 地域福祉サービスの充実

① 市民の福祉活動への支援

・市民の地域福祉活動を促進するため、民生委員・児童委員やNPO、個人などによる福祉活動の 支援や啓発に努めます。

② 社会福祉協議会の活動への支援

・地域福祉サービスの向上を図るため、社会福祉協議会の組織運営や各種福祉サービスの提供、地域福祉活動を推進する専門職員などの配置を支援します。

③ 相談体制の充実

- ・生活保護や障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援などが連携した相談体制を確保するため、福祉 の総合相談窓口の充実を図ります。
- ・住宅・生活に困窮する市民の住宅確保や生活支援、就労支援を図るため、三島地域生活福祉・就 労支援協議会を通じ、ハローワークや社会福祉協議会、近隣の市町と連携した相談体制の充実を 図ります。

④ 福祉の拠点の整備・充実

・社会福祉協議会などの事務所をはじめ福祉関係団体やボランティアに利用されている三島市社会 福祉会館の施設の充実を図るとともに、新たな地域福祉の拠点のあり方について研究していきま す。

5 主要事業

■地域福祉計画推進事業

- ■ユニバーサルデザイン推進事 業
- ■市民すこやかふれあいまつり 補助事業
- ■災害時要援護者避難支援推進 事業
- ■災害救助事業
- ■地域連携強化推進事業

■社会福祉活動推進事業

- · 民生委員·児童委員活動補助 事業
- ■社会福祉協議会活動支援事業
 - ·市社会福祉協議会運営費補助 事業
 - ・奉仕活動センター運営費補助 事業
 - ・ボランティア活動指導調整補 助事業
- ·三島市民間社会福祉施設協議 会補助事業
- · 社会福祉会館管理運営委託事業
- 福祉総合相談補助事業
- ■市役所福祉総合相談窓口事業
- ■社会福祉会館施設補修事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 福祉の講演会やイベントへの参加
- 福祉のボランティア団体へ登録し、地域福祉活動への参加
- 要援護者の災害時要援護者避難支援計画(個別計画)の作成
- 地域の連携を強化するような地域行事やイベントへの参画

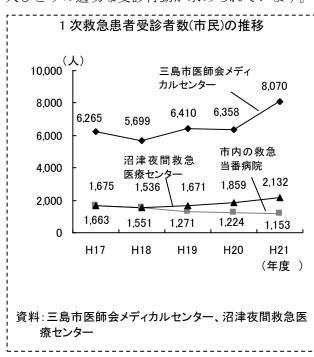
[用語解説]

①ユニバーサルデザイン ②災害時要援護者避難支援計画

2 安心できる医療体制の確保 〈地域医療〉

1 現状と課題

- ・超高齢社会の進展などを見据え、市民がいつでも安心して医療サービスを受けることのできる環境の 確保が求められています。
- ・安心して必要な保健医療サービスが受けられる体制の確保・向上を目指し、県では平成22年(2010年)3 月に静岡県保健医療計画を策定しました。
- ・本市は、駿東・田方保健医療圏域に位置付けられ、広域連携による包括的な保健医療サービスが提供されています。
- ・休日・夜間などに緊急を要する患者の生命を守り救急救命率の向上を図るため、三島市医師会メディカルセンター、沼津夜間救急医療センター、輪番制待機病院*などの連携により、救急時の救急医療体制の確保に努めています。
- ・三島社会保険病院は、本市の地域医療だけではなく、近隣市町にとっての防災や救急医療の中核病院 という役割も担っているため、病院の存続が求められています。
- ・安易な救急医療機関での受診は、真に緊急を要する患者への救急医療の妨げにつながることから、一人ひとりの適切な受診行動が求められています。





2 目的

誰もがいつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
安心して医療サービスを受ける ことのできる環境の満足度	_	80.0%	市民意識調査で「満たされている」 と答える人の割合
休日・夜間の救急医療体制の確 保率	100.0%	100.0%	年間における休日・夜間救急医療体 制が確保された日数の占める割合

4 施策の方向

(1) 医療体制の充実

① 医療体制の整備・充実

- ・高度な専門医療機器の充実と病診連携システム*の整備を推進するとともに、医療に携わる人材 の育成を支援します。なお、産科・小児科医療については、近隣市町と連携し、安心して子ども を産める環境整備を推進します。
- ・市民に対してかかりつけ医*を見つけることを周知するとともに、医療機能*に関する情報を提供します。
- ・ 近隣市町と連携し、三島社会保険病院の存続に向けた取り組みを継続していきます。

② 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携

・市民が身近な医療機関で気軽に検診や診療を受けやすくするために、医師会や歯科医師会、薬剤 師会などの関係機関と連携し、良質な医療のサービスの提供を推進します。

③在宅医療体制の整備・充実

・市民一人ひとりのライフステージに応じた保健医療が提供されるよう、訪問歯科診療などの在宅 医療体制の整備・充実を図ります。

(2) 安心できる救急医療体制の構築

- ① 救急医療体制の強化
 - ・休日・夜間などに緊急を要する患者の生命を守るため、三島市医師会メディカルセンター・沼津 夜間救急医療センターで実施する内科・外科・小児科の1次救急や広域での輪番制待機病院で実 施する緊急手術や入院治療を要する2次救急の充実を図ります。
 - ・救急医療の円滑な運営を図るため、症状に応じた適切な受診行動の啓発に努めます。

5 主要事業

■救急医療事業 ・休日・夜間救急医療センター 運営委託事業 ・沼津夜間救急医療センター事業 ・一次(外科系)救急委託事業 ・広域耳鼻・眼科・産婦人科救急委託事業 ・二次救急委託事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 医療機関の連携による良質な医療サービスの提供
- 症状に応じた適切な受診行動の実践

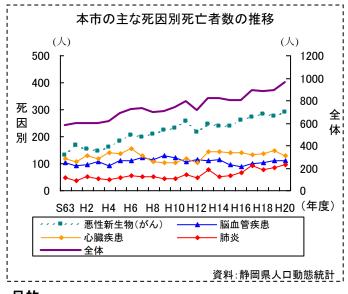
〔用語解説

①輪番制待機病院 ②病診連携システム ③かかりつけ医 ④医療機能

3 生涯を通した健康づくりの推進 〈健康〉

1 現状と課題

- ・生涯を通じて健康を保持し、生き生きと暮らせることは、誰もが願う共通の思いです。
- ・国では「健康日本 21」、県では「しずおか健康創造アクションプラン」を策定しております。本市では平成元年(1989年)9月に「健康都市宣言」を決議し、さらに平成14年(2002年)3月には「健康みしま21」を策定し、市民の健康づくりを計画的に取り組んできました。
- ・平成20年(2008年)の死因別状況では、悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患が上位3死因となっており、全体の55.2%を占めております。
- ・高血圧や糖尿病、脂質異常症は、心疾患、脳血管疾患の大きな要因となるため、これらに対する知識 の普及啓発や予防、早期発見、早期治療の体制づくりなどが求められています。
- ・がんをはじめ、生活習慣病を予防するため、各種健康診査や健康教室、健康相談などを継続して実施 しています。生活習慣病予防教室などにより多くの市民が参加できるよう、関係機関の連携が必要と なっています。
- ・乳幼児から高齢者まで、健康診査、健康相談・教育などあらゆる機会を通じて、生涯を通した健康づくりが求められています。
- ・口腔衛生は全身の健康と密接な関係があるため、歯科保健に対する意識を高めていく必要があります。
- ・全国的に働き盛りの中高年の自殺が多く、また若い世代の増加も目立っており、自殺予防は社会全体 で取り組むべき課題となっています。
- ・精神疾患などの精神保健に関する相談や家庭訪問などが増加し、またその内容が複雑化しているため、 保健所や警察、医療関係者などの連携の強化が必要となっています。
- ・地域に根付いた健康づくり運動を推進するため、保健委員の活動を充実させていく必要があります。
- ・近年、新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生が問題になっており、迅速で的確な感染症対策 が求められています。





1歳6か月児健診

2 目的

生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送ることができる環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
1歳6か月児健診受診率	93. 1%	95.0%	1歳6か月児健診対象者のうち実際 に健診を受けた人の割合
乳がん検診受診率	32.6%	50.0%	乳がん検診対象者のうち実際に検 診を受けた人の割合(隔年受診)

4 施策の方向

- (1) 総合的な健康施策の推進
 - ① 健康みしま 21 の改定・推進
 - ・市民の健康づくり支援の基本理念とその実現に必要な方策を示した健康みしま 21 を改定し、生 涯にわたる市民の健康づくりの取り組みの推進を図ります。
- (2) 健康づくりの推進
 - ① 親子の健康支援
 - ・親が安心して子どもを産み育て、また子どもが健やかに成長できるよう、新生児の全戸訪問や健 康診査・教室・相談などを行うことによって、育児不安の軽減や虐待の防止を図るとともに、不 妊治療や妊婦健康診査の支援を行います。
 - ② 生活習慣病予防の強化
 - ・特定健診*やがん検診の普及・啓発を図るとともに、市民ニーズに合わせた教室、個別相談、家 庭訪問などを行うことにより、市民の生活習慣病予防に対する意識を高めていきます。
 - ③ 感染症の予防
 - ・感染症を予防するための知識を普及し、予防接種法に基づく各種定期予防接種を行い、それ以外 の予防接種についても有効性などを検討しながら、公衆衛生の向上を図ります。
 - ・新たな感染症に対し、国・県や関係機関と連携し、迅速かつ的確な情報の提供や対応策を進めま す。
 - ④ 歯科保健の推進
 - ・乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立を図り、生涯を通じて健康的な食生活が営めるよう歯科健診 や歯周病検診、歯の健康相談を行うとともに、歯の健康に対する意識を向上させるため、8020 運 動*などの普及・啓発に努めます。
 - ⑤ 精神保健の推進
 - ・精神保健の知識の普及を図り、精神に障害のある人への市民の理解を深め、また自らがこころの 健康づくりができるよう、関係機関との連携の強化による相談体制の充実を図るとともに、健康 教育や訪問指導を行います。
 - ・尊い命を守るための講座や相談体制の充実など自殺予防対策の普及啓発に努めます。
 - ⑥ 地域における健康づくり活動の実施・支援
 - ・地域に密着した保健活動ができるよう、保健委員の活動を支援するとともに、生涯を通じて継続 した健康づくりを実行するため自主グループの育成や支援を行います。

5 主要事業

- ■健康みしま 21 プラン策定事業 ■生活習慣病予防事業
- ■母子健康診査事業
- ■母子健康教育・相談事業
- ■子育て支援事業
- ■不妊治療費補助事業
- ■がん検診等健康診査事業
- ■感染症予防事業
 - ・肺炎球菌ワクチン等接種助成!
 - ・子宮頸がん予防ワクチン接種 助成事業
- ■歯科保健推進事業
- ■歯周病検診事業
- ■精神保健事業
- ■健康づくり活動支援事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 特定健診やがん検診などの積極的な受診
- 8020 運動*の実施
- 地元の大学と連携した健康づくり活動の実施
- 地域における保健活動の実践

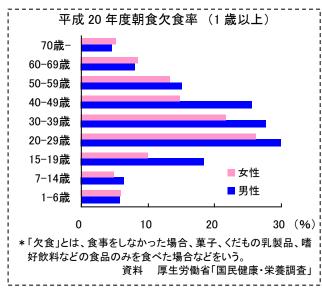
〔用語解説〕

①特定健診 ②8020 運動

4 健全な心身を育む食育活動の推進 〈食育〉

1 現状と課題

- ・栄養が偏った食事や不規則な食生活が、生活習慣病などのさまざまな病気を引き起こす主要な原因の 一つと考えられています。
- ・家族で食卓を囲む機会の減少や食事を通したしつけや家庭教育力の低下が、コミュニケーション能力 の低下や感情表現の未熟さ、心の不安定さの原因とも言われています。
- ・新たな感染症や食品偽装表示による衛生管理、残留農薬問題など、食品や食材の安全性に対する不安 が広がっています。
- ・食生活の欧米化により、日本の風土に適した食文化や郷土の食材、料理への関心が薄れてきています。
- ・無駄の少ない料理や地産地消の推進など環境に負荷の少ない食文化のあり方が求められています。
- ・生きる上で基本となる食について見直し、健全な食生活の実現や食に対する正しい知識の普及啓発が 求められています。
- ・国では、食育基本法を平成17年(2005年)に施行、食育推進基本計画を平成18年(2006年)に策定し、 県では平成19年(2007年)に静岡県食育推進計画を策定しています。
- ・本市では、食を通じて健やかな心身と豊かな人間性を育むため、これまで平成20年(2008年)3月に 三島市食育基本計画を策定し、さらに平成21年(2009年)3月には県内で初めて三島市食育基本条例 の制定と「食育推進都市宣言」を議決することにより、市民、事業者等との協働によって食育を総合 的・計画的に推進してきました。また、全国へ食育の普及啓発を図るために行われている食育推進全 国大会が、平成23年(2011年)6月に本市で開催される予定です。





健口教室

2 目的

生涯を通じて健全な食生活を実践し、健全な心と身体、豊かな人間性を育むこと。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
食育に関心のある人の割合	75. 2% (H19)	90.0%	市民の意識調査で「食育に関心がある」と回答した人の割合
調理体験実施の幼稚園・保育園	81.6%	100.0%	調理体験を実施する保育園・幼稚園 の割合
子供の朝食摂取率	98. 0%	100.0%	学校アンケート調査により把握し た朝食を摂取する園児、児童、生徒 の割合

4 施策の方向

- (1) 総合的な食育関連施策の推進
 - ① 食育基本計画の推進
 - ・市民一人ひとりが食についての意識を高め、食を適切に判断する力を身につけ、心身共に健康で 文化的な生活ができるよう三島市食育基本計画に基づき、食育の具体的な取り組みを計画的に進 めます。
- (2) 食育事業の推進
 - ① 健康な体を保つための取り組みの充実
 - ・バランスのとれた食事メニューの改善と規則正しい食生活の実践を進めるために、幼稚園・保育 園の園児や小中学生、保護者に対する栄養教育を実施します。
 - 一般市民に対する食生活の改善指導や健康講座の充実を図ります。
 - ・乳幼児健診や特定保健指導などとの連携により、生活習慣病のリスク軽減を図ります。
 - ② 豊かな心を育むための取り組みの推進
 - ・料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保、教育ファーム*や食に関する体験活動を通し て食に関する感謝の心や理解の醸成を図ります。
 - ③ 食の安全・安心の推進
 - ・食に対する正しい知識の普及啓発を図り、賢い消費者の育成を図ります。
 - ・地場産品を活用したヘルシーメニューなどを表示する「健康づくり協力店」の加入を促進します。
 - ④ 食文化を守り、育てるための取り組みの促進
 - ・日本型食生活の再認識を図り、米消費拡大の推進、地元産野菜を活用した米飯給食のメニュー作 成など、地産地消・旬産旬消*を推進するとともに、地域固有の食の習慣、食文化の継承を図り ます。
 - ⑤ 環境を未来に引き継ぐための食育の推進
 - ・自然の恵みに感謝する心の育成や、環境にやさしいエコライフやエコ料理*の実践に向けた環境 教育の充実を図ります。

5 主要事業

- ■食育基本計画推進事業
- ■食育推進事業

 - •食育元気教室
 - •食育出前講座

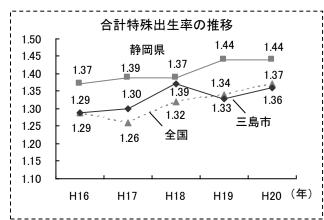
- •骨元気相談会
- •食育講演会
- ・食育教室・健口教室・健骨教室 ■家族団らんの日普及啓発事業
 - 親子料理教室
 - ■食の安全安心推進事業
 - 健康づくり協力店等認定事業
- ■食文化育成事業
 - ・ヘルシーメニュー推進事業
- ■エコ料理普及啓発事業
- 6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)
 - 地元大学による食育元気教室などのイベントへの参画
 - 健口教室や歯科出前講座などの講座への参画
 - 三島市民家族団らんの日の実践
 - 地域に密着した各種食育講座への参画
 - 食育ボランティアへの登録と活動への参画

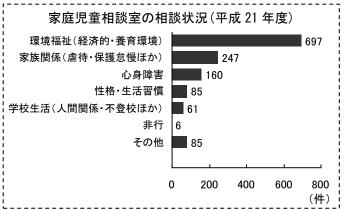
①教育ファーム ②地産地消 ③旬産旬消

5 子どもを産み育てやすい環境の整備 〈子育て〉

1 現状と課題

- ・人口を維持するため必要とされる合計特殊出生率*は2.08でありますが、本市の平成20年(2008年) の合計特殊出生率は1.36であり、子どもを安心して生み、育てるためのハード面やソフト面での環境整備の向上が必要となっています。
- ・安心して子どもを預けられるよう保育園の待機児童の解消や多様な就労形態、市民ニーズに対応した 保育サービスの充実が求められています。
- ・子どもの健全な発育、発達を促すためには、愛情あふれる親子関係の確立がなにより重要であり、安心して子育てができるよう、育児相談の場を整備・充実していくことが必要となっています。
- ・児童虐待の増加が社会的な問題となっているため、地域や行政、関係機関などの連携によって、虐待 を早期に発見し対応していく必要があります。
- ・障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりのニーズに対応できる相談支援体制が求められています。
- ・離婚件数の増加にともないひとり親家庭が増加し、住居、収入、子どもの養育などのさまざまな面で 困難を抱えるケースが多くなっています。
- ・核家族化の進行などにより、育児する親が孤立することが懸念されており、地域の子ども達を地域全体で支援できるような体制を構築する必要があります。





2 目的

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる子育て環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
子育て支援サービスの充実度	_	60.0%	市民の意識調査(対象者 20~40 代 の市民)で「充実している」と答え る人の割合
保育園の入園率	99.8%	100.0%	保育園の入園申込みをした子ども のうち、入園できた子どもの割合

- (1) 総合的な子育て支援施策の推進
 - ① 次世代育成計画の推進
 - ・安心して子どもを産み育てることができる子育ての支援体制の構築と子ども達が豊かな人間性を 育める環境づくりなどを図るため、次世代育成計画に基づき計画的に取り組みを進めます。
- (2) 保育サービスの充実
 - ① 保育園の多機能化
 - ・保護者の保育ニーズの把握に努め、乳児保育、延長保育、一時保育などの保育サービスの充実を 図っていくとともに、民間保育園については運営の支援を行います。
 - ・錦田こども園において、保育園と幼稚園が連携した子育て支援を行っていきます。

② 保育園の施設整備

・建築基準法改正前に建築されたすべての公立保育園の耐震補強工事の実施や民間保育園の耐震補 強工事の支援を行うとともに、幸原保育園については民設民営化による施設整備を進めます。

(3) 子育て支援体制の充実

① 子育て支援センターの充実

・各地区の地域子育て支援センターにて親子の交流や子育ての情報交換、育児相談・講習、子育て サークルの育成など活動内容を充実させるとともに、短時間保育の拡充を図ります。

② 放課後児童クラブの充実

・放課後児童クラブの利用者のニーズを把握し、開所日数を拡充するなど、学童保育の充実を図っていきます。

③ 子育て相談・指導の充実

- ・保育園や関係機関などとの連携により、子育てに関するさまざまな悩みや相談に適切な指導・助言を行います。
- ・要保護、児童虐待、DV*(ドメスティック・バイオレンス)などに対処するため、三島市子どもを守る地域ネットワーク*を通じ、関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口の周知や相談体制を充実し、早期発見と適切な保護を行います。

④ 療育体制*の整備

・関係各課の連携を強化し、療育体制の充実を図るとともに、錦田こども園内のたんぽぽ教室(障害児親子教室)などにおいて、育児に不安を持つ保護者に対する指導助言、教室の活動を通し基本的生活習慣の自立を促進します。

(4) 子育ての経済的支援

① 子ども医療費の助成

・通院・入院の医療費について、中学校3年生までの助成の継続に努めるとともに、全国一律の制度となるよう国・県に拡充を働きかけていきます。

② 各種手当ての支給

・子ども手当や児童扶養手当などを国・県と連携して支給し、子育ての家庭への経済的な支援を行います。

③ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への負担軽減のための経済的支援や子育てと就労の両立ができるよう幅広い支援を 行います。

(5) 地域社会での子育て支援

- ① 地域ぐるみの子育て支援
 - ・民生委員・児童委員や関係機関、青少年健全育成会と連携し、子どもを犯罪から守る防犯活動や 市民総ぐるみで子どもを見守り、育てる運動など、地域全体で子育てを支える活動を推進します。

② 世代間交流の推進

・児童センターや学校の空き教室を活用し、異年齢の子どもや地域の大人、高齢者など世代を超えた 交流や退職をした方など地域の人材の知識や技能を活用した世代間交流を推進します。

5 主要事業

- ■次世代育成計画推進事業
- ■市立保育園管理運営事業
- ■民間保育園運営支援事業
- ■病児・病後児保育事業
- ■公立保育園耐震事業
 - ・緑町佐野保育園、光ヶ丘保育園
- ■私立保育園耐震補助事業
 - 中郷南保育園、加茂保育園

- ■(仮)幸原保育園建設補助事業
- ■地域子育て支援センター事業
- ■ファミリー・サポート・センター運営事業
- ■放課後児童クラブ管理運営事業
- ■放課後児童クラブ整備事業
- ■民間児童館活動事業費補助事 業
- ■民間児童福祉施設運営費補助 事業
- ■児童虐待・DV対策事業
- ■たんぽぽ教室管理運営事業
- ■子ども医療費助成事業
- ■子ども手当支給事業
- ■ひとり親家庭支援事業
- ■児童扶養手当支給事業
- ■地域ぐるみの子育て支援事業
- ■児童センター事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 夫婦で助け合う子育ての実践
- ファミリーサポートセンターへの登録と子育て支援活動の実施
- 地域で行う子どもの見守り・育てる取り組みの実践
- 世代間交流による子どもとのふれあい機会への参加

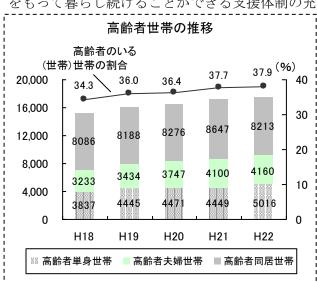
[用語解説]

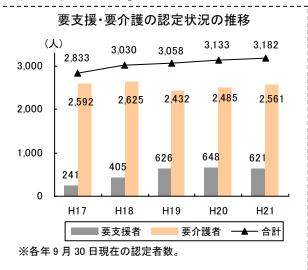
①合計特殊出生率 ②DV ③三島市子どもを守る地域ネットワーク④療育体制

6 高齢者の生きがいと自立の支援 〈高齢者福祉〉

1 現状と課題

- ・本市では、人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 22%を超えており、介護を必要とする高齢者の 数も年々増加を続けています。
- ・高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、一人ひとりの希望や状態に即した適切な高齢者福祉サービスの提供や介護サービス施設の整備に取り組む必要があります。
- ・要支援・要介護状態になることを未然に防ぐため、介護予防を重視した健康づくりの普及に努める必要があります。
- ・ 高齢者が培ってきた知識や経験を生かし、健康で生き生きと暮らすことができるよう、就労やボランティア活動などを通じた社会参加を促進していく必要があります。
- ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、地域や関係機関による 見守り体制や支援体制が求められています。
- ・高齢者に対する虐待や成年後見人制度*の相談が増加傾向にあるため、高齢者の人権を擁護し、尊厳をもって暮らし続けることができる支援体制の充実が求められています。





2 目的

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと自立した生活を送ることができる社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
介護を必要としない高齢者の割 合	87.8%	88.0%	65 歳以上の高齢者のうち介護認定 を受けていない高齢者の割合
在宅要支援・要介護認定者*のうち、介護保険制度に満足している人の割合	74.9%	80.0%	高齢者実態調査で「満足している」 と答える人の割合

- (1) 高齢者保健福祉施策の推進
 - ① 高齢者保健福祉計画の推進
 - ・高齢者が生き生きと暮らすことができるよう、高齢者の知識と経験を生かした生きがいづくりの 支援や介護予防を重視した健康づくりを高齢者保健福祉計画に基づき計画的に進めます。
 - ② 介護保険事業計画の推進
 - ・要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域で安心して介護保険サービスを受けることができるよう、介護サービス施設の整備、地域におけるケア体制*の構築などを介護保険事業計画に基づき

計画的に進めます。

(2) 生きがいづくりの推進

① 自立・社会参加の促進

・高齢者のニーズを把握し、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催、老人クラブの活性化 など高齢者の知識や経験を生かした活動を支援・育成し、生きがいを感じることができる施策の 充実を図ります。

② 就労・ボランティア活動への支援

- ・高齢者や団塊の世代の就労を促進するため、シルバー人材センターの活用により、雇用・就職の ための情報提供、技術の習得を支援します。
- ・社会福祉協議会や老人クラブの福祉活動などの情報提供に努め、ボランティア活動の機会と場の 提供に努めます。

(3) 介護保険サービスの充実

① 介護予防サービスの推進

・要支援・要介護の状態になることを予防し、安心して生活を送るために、自分自身に適した居宅 サービスや地域密着型サービスを自ら選択して受けられるよう介護予防サービスの量の確保と 質の向上に努めます。

② 介護サービスの充実

・要介護認定者が生活機能の低下を防ぎ、自分自身に適したサービスを自ら選択して受けられるよ う介護サービスの量の確保と質の向上に努めます。

(4) 地域ケア体制の充実

① 地域包括支援センター*の運営・強化

- ・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する総合的な相談や支援、権利擁護の援助、介護予防 などを適切に行うとともに、関係機関や地域との連携を図り、高齢者の見守りや生活支援の体制 を強化します。
- ・地域安心サポーターの養成、認知症の人とその家族を支える認知症サポーターの育成に努めます。

② 在宅福祉サービスの向上

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、緊急通報体制の整備やひとり暮らし高齢者給 食サービスなど、在宅で受けられる福祉サービスの充実を図ります。

③ 市立老人福祉施設等の運営

- ・高齢者に生きがいづくりの場を提供し、閉じこもりの防止と介護予防を重視した事業の充実を図 るため、老人福祉センターや高齢者いきがいセンターなどの市立老人福祉施設、また小学校の余 裕教室を利用した生きがいデイ教室などの円滑な運営に努めます。
- ・老朽化した養護老人ホームの建て替えを推進します。

④ 介護保険施設等の計画的な整備

- 特別養護老人ホームなどの介護老人福祉施設の入所待機者の状況や介護サービスに対するニーズ の変化の把握、介護保険料への影響を考慮し、介護保険施設の整備を計画的に支援します。
- ・民間事業者などとの連携を図り、地域密着型や介護専用型の介護サービス施設整備を計画的に支 援します。

5 主要事業

■高齢者保健福祉計画·介護保険↓■敬老事業 事業計画推進事業

- ■高齢者生きがいづくり事業
- ■生きがいデイ教室管理運営事業 ■介護サービス事業

- ■在宅福祉サービス事業
- ■介護予防サービス事業
- ■老人福祉施設等管理運営事業 ■地域包括支援センター運営事業

■高齢者バス利用事業

- ■介護保険施設等の整備
- ■養護老人ホーム管理運営事業
- ■養護老人ホーム建替事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 地域のボランティア活動、知識や経験を生かせる社会活動への参画
- 生きがいづくり活動や老人クラブ活動への参加
- 高齢者が安心して暮らせる地域づくりの実践
- 介護関係の事業者による介護サービスの質の向上

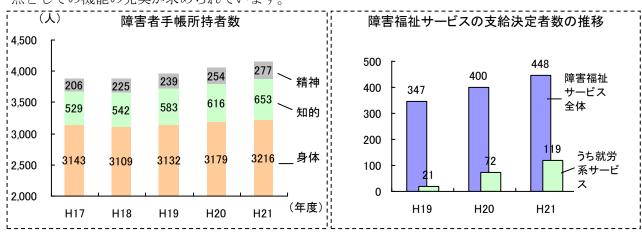
[用語解説]

①成年後見人制度 ②要支援・要介護認定者 ③ケア体制 ④地域包括支援センター

7 障害のある人を支える環境の充実 〈障害者福祉〉

1 現状と課題

- ・障害のある人*の近年の状況は、高齢化や障害の重度化、重複化が進む一方で発達障害や高次脳機能 障害など障害の範囲も拡大しています。
- ・本市の障害者手帳所持者数は年々増加しているため、障害福祉サービスの利用者も増加しています。 特に、厳しい雇用情勢のなか、就労系福祉サービスの利用者が多くなっています。
- ・障害者数の増加や多様化する障害者福祉のニーズに対応するために、基幹となる相談支援センターの 設置など相談体制の充実・強化が必要となっています。
- ・重症心身障害者(児)が安心して在宅生活を送れるよう、身近な地域で利用できる医療と連携した福祉サービスが必要となっています。
- ・ノーマライゼーション*の理念の下、障害のある人を含め、誰もが、住み慣れた地域の中で自分らしく自立した生活を送ることのできる環境整備が求められています。
- ・知的障害者通所更生施設である佐野学園について、施設の改築を進めており、本市の障害者施設の拠点としての機能の充実が求められています。



2 目的

障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送ることができる社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
障害のある人への相談支援の延 ベ件数	1,304件	1,700件	相談支援センター・市役所などで障害のある人への相談支援を行った 延べ件数(年間)
地域生活への移行者数	5 人	17 人	入所施設から自宅やグループホーム、ケアホームなどへ移行した延べ 人数

- (1) 障害者福祉施策の推進
 - ① ノーマライゼーションの普及啓発
 - ・ノーマライゼーションの考えのもと、障害のある人もない人も、共に暮らし、共に活動できる社 会づくりを進め、障害のある人への正しい知識や理解を求めていきます。
 - ② 三島市障害者計画・三島市障害福祉計画の推進
 - ・障害者施策を総合的・計画的に進める指針である三島市障害者計画に基づき、障害のある人が自分らしく豊かで充実した人生を過ごせるよう、障害の特性を踏まえ、各ライフステージに応じたサービスの提供を計画的に進めます。
 - ・三島市障害福祉計画に基づき、本市の障害者数に適したサービスの提供を計画的に進めます。

(2) 自立生活の推進

- ① 重度の心身障害者施設の整備
 - ・重度障害児(者)生活訓練ホームについて生活介護事業所への移行を図るとともに、医療の必要 な人も利用可能な重度障害者の施設整備を進めます。
- ② 障害福祉サービスの充実
 - ・障害の特性に応じたホームヘルプなどのサービスを充実するとともに、今後の就労支援事業所等 の利用見込みを踏まえ、民間事業所などの新規設立を推進します。
- ③ 雇用に対する理解促進
 - ・三島市障害者雇用相談員などにより、民間企業へ障害者雇用の理解や就労場所の確保などを図る とともに、民間企業とハローワークなどが連携した就労支援対策を促進します。
- (3) 相談支援体制の充実
 - ① 相談支援体制の強化
 - ・相談支援専門員の育成やケアマネジメントの導入、専門機関との連携の強化により、発達障害な どの専門的分野の相談支援体制の強化を図ります。
 - ・相談支援の核となる事業所の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置を推進します。
 - ② 地域自立支援協議会の充実
 - ・さまざまなニーズに対応したきめ細かな相談支援ができるように、相談支援事業所を中心とした 地域自立支援協議会*の活動の充実を図ります。
- (4) 生活支援の推進
 - ① 障害者手当等の充実
 - ・各種制度の周知を行うとともに、より使いやすい制度の改善に努めていきます。
 - ② 地域生活支援事業の充実
 - ・自立した生活を送れるようにするため、個々のニーズに適した移動支援や日常生活に必要な用具 の給付などのサービスを提供していきます。
 - ③ 生活基盤の整備
 - ・住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにするため、情報提供の充実やグループホームなど の生活基盤の確保などを推進していきます。
- (5) 佐野学園の機能の充実
- ① 拠点施設としての機能強化
 - ・佐野学園について、より機能的な施設となるよう改築を行うとともに、利用者に対するサービス の提供だけでなく、障害の特性に応じた支援方法を事業所に提供するなど新たな機能の充実を図 ります。
 - ・個々の特性に応じた支援や家族の負担軽減を図るため、専門職員を配置し、包括的なサービスを 提供します。
- ② 施設を活かしたサービスの提供
 - ・障害のある人がその人らしい豊かな生活が送れるよう、個々の特性に応じた支援計画を策定し、 ニーズに合ったサービスを提供します。

5 主要事業

- ■ノーマライゼーション普及啓発事!■自立支援給付等事業 業
- ■障害者計画推進事業
- ■重度心身障害者施設整備事業
 - ・(仮)すぎなの園建設事業
- ■障害者雇用推進事業
- ■障害者相談支援事業
- ■障害者手当等支給事業
- ■地域生活支援事業
- ■共同生活介護等家賃補助事業
- ■佐野学園改築事業
- ■佐野学園管理運営事業

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 障害のある人の市内での就労機会の確保
- 三島市障害者計画の策定への参画
- 障害のある人が作成した商品の販売場所の提供や購入

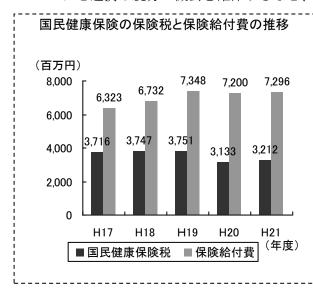
[用語解説]

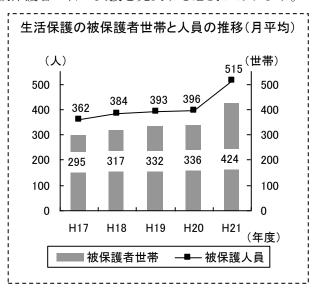
①障害のある人 ②ノーマライゼーション ③地域自立支援協議会

8 暮らしを守る保険・生活保障制度の運用 〈国保・年金〉

1 現状と課題

- ・市民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるようにするため、国民健康保険や国民年金、 生活保護制度の適正で持続可能な運用が求められています。
- ・国民健康保険と後期高齢者医療制度を合わせた被保険者数は年々増加しており、また高齢化の進展により保険税の収入以上に医療費の給付をはじめとする保険給付額も増加しています。赤字補填のための多額の予算を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れているため、国民健康保険事業の健全運営が求められています。
- ・後期高齢者医療制度について、国が見直す方向で検討しており、新たな制度が構築される予定です。
- ・健全な保険事業を運営するためには、生活習慣病対策などの予防に重点をおいた健康づくりに取り組むと同時に医療費の適正化に努める必要があります。
- ・高齢者医療確保法の制定により、医療保険者が被保険者に対して特定健診を実施することとなり、平成 20 年度(2008 年度)より 40 歳以上の国民健康保険加入者を対象に特定健診を実施しています。
- ・社会的な問題となっている年金制度への未加入者をなくすため、国と連携した年金制度の普及に努めるとともに相談窓口を充実させる必要があります。
- ・雇用情勢の悪化による失業や所得の減少、傷病・障害による就労の機会の喪失など、生活保護を必要とする要因は複雑化しています。保護世帯数の増加に伴い生活保護費も増加傾向にあることから、ハローワークと連携し就労の機会を確保するなど、被保護者の自立支援を充実する必要があります。





2 目的

社会保障制度の健全で適正な運用により、誰もが生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができる環境を整えること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
特定健診受診率	37. 3%	65.0%	40 歳~74 歳の被保険者のうち、特 定健診を受診した人の割合

- (1) 国民健康保険の健全な運用
 - ① 医療費の適正な給付

・被保険者資格の適用の適正化に努めるとともに、疾病、負傷、出産などに対する療養の給付や高 額療養費、出産育児一時金などの保険給付を適正に行います。

② 国民健康保険事業の健全運営

・特定健診や人間ドックを実施し、生活習慣病などの予防を促進するとともに、重複・頻回受診* を防止するため定期的にレセプト点検*を行い保健事業の適正化を図ることにより医療費増加の 抑制に努めます。また、国民健康保険税の納付の促進に努め、健全運営を図ります。

(2) 国民年金制度の周知

- ① 加入の促進・相談の充実
 - ・日本年金機構との連携を密にし、年金相談の充実や国民年金の適用、給付関係の受付事務について細やかな対応を行うことにより、国民年金の普及と加入率の向上の促進に努めます。

(3) 生活保護制度の適正な運用

- ① 制度の適正な運用
 - ・生活に困窮する市民が健康で文化的な生活が送れるよう、その困窮度に応じて必要な保護を行い 最低限度の生活を保証するとともに、生活や就労の助言・指導をすることで自立を支援します。
- ② 相談体制の充実
 - ・生活困窮者の多様な相談に迅速かつ適切に対応し、必要によりハローワークや社会福祉協議会な どと連携して相談者の自立を支援します。

5 主要事業

■国民健康保険運営事業 ■特定健康診査等推進事業 ■国民年金制度相談·啓発事業 ■生活保護運営事業 ■生活保護扶助事業		
---	--	--

6 協働の取り組み(自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう)

- 特定健診や人間ドックの積極的な受診
- 病院・介護機関などと連携した生活困窮者の支援
- 民生委員・児童委員による生活困窮者の把握・自立支援

[用語解説]